

犬の鑑札の様式について

小型犬でも装着しやすいように、「犬鑑札」の様式が平成26年度交付分から変わりました。

<犬鑑札>

これまでのアルミ製から、ステンレス製になりました。

新しい鑑札に変えたい場合は、再交付手続きが必要です。鳴門市環境政策課で手続きを行ってください。(再交付手数料1,600円)

登録事項の変更があった場合については、必ず手続きを行ってください。

【住所地の変更】

●鳴門市外へ引っ越した場合

転入先の市町村窓口にて、鑑札及び狂犬病予防注射済票を持参し、鑑札の交換交付の申請を行ってください。

また、転出する旨鳴門市にも御連絡をお願いします。

●鳴門市内での引っ越し

窓口で登録事項変更届出を行ってください。

【飼い犬の死亡届】

窓口で鑑札を添付し死亡届を行ってください。登録を抹消します。

◎飼い犬への犬鑑札と狂犬病予防注射済票の装着は、法律で義務づけられています。万が一迷子になった場合の飼い主の特定にもなりますので、必ず装着してください。

お問い合わせ窓口 鳴門市環境政策課 電話683-7571